

令和4年函審第5号

裁 決

水上オートバイA被引浮体搭乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官西村勇二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年7月24日14時00分

北海道屈斜路湖東部

2 船舶の要目

船種 船名 水上オートバイA

総トン数 0.2トン

登録長 3.10メートル

機関の種類 電気点火機関

出力 178キロワット

3 事実の経過

Aは、最大搭載人員3人のFRP製水上オートバイで、a受審人が1人で乗り組み、知人1人を搭載させた浮体を長さ18メートルのロープでえい航し、遊走の目的で、船首尾とも0.2メートルの喫水をもって、令和2年7月24日13時40分屈斜路湖東岸を発し、同岸西方沖合に向かった。

ところで、Aのえい航する浮体は、ロープでえい航して水面を滑走させる幅が2.20メートル、長さが2.00メートル、高さが1.24メートルの空気充填式遊具で、搭乗者4人が横一列に並び、下肢を伸張して座る背もたれ付きの席には、両側にハンドグリップが設けられていた。

また、浮体搭乗者は、搭乗経験が豊富で、今までほとんど落水したことがなく、救命胴衣を着用して浮体の中央右側に搭乗していた。

a受審人は、前示沖合で遊走中、北寄りの風が強まって白波も立ち始め、危険を感じたことから発航した湖岸に戻ることとし、13時59分北海道川上郡弟子屈町に所在する標高122.71メートルの四等三角点砂湯（以下「砂湯三角点」という。）から214度（真方位、以下同じ。）1.0海里の地点で、針路を000度に定め、毎時40.0キロメートルの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、13時59分半砂湯三角点から221度1,620メートルの地点に達し、後方を確認したとき、浮体が波により、連続して跳ね上がりながらえい航されている状況を認めたが、浮体搭乗者は搭乗経験が豊富なので、無難に乗りこなすものと思い、大幅に減速するなど、同人に対する安全確保の措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、同じ速力のまま続航し、14時00分砂湯三角点から229度1,400メートルの地点において、Aは、原針

路及び原速力で、浮体が波によって浮体搭乗者とともに跳ね上がったのちに落下し、同人が湖上に投げ出された。

当時、天候は曇りで風力3の北風が吹き、視界は良好であった。

その結果、A及び浮体に損傷はなく、浮体搭乗者が約2週間の入院加療を要する外傷性血胸などを負った。

(原因及び受審人の行為)

本件浮体搭乗者負傷は、屈斜路湖東部において、風が強まって白波が立つ状況下、船首方向から風波を受けて浮体をえい航し、発航地に向けて航行する際、浮体搭乗者に対する安全確保の措置が不十分で、浮体が波によって同人とともに跳ね上がったのちに落下し、浮体搭乗者が湖上に投げ出されたことによって発生したものである。

a 受審人は、屈斜路湖東部において、風が強まって白波が立つ状況下、船首方向から風波を受けて知人を搭乗させた浮体をえい航し、発航地に向けて航行中、浮体が波により、連続して跳ね上がりながらえい航されている状況を認めた場合、大幅に減速するなど、浮体搭乗者に対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。ところが、同受審人は、浮体搭乗者は搭乗経験が豊富なので、無難に乗りこなすものと思い、同人に対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、浮体が波によって浮体搭乗者とともに跳ね上がったのちに落下し、同人が湖上に投げ出される事態を招き、浮体搭乗者を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年8月24日

函館地方海難審判所

審判官 大野 浩